

喀痰吸引等研修 (第二号研修) における一部履修免除申請書

喀痰吸引等研修の課程については、当該喀痰吸引等研修以外の喀痰吸引等に関する研修等の受講履歴を勘案し、相当の水準に達していると認められる場合には、当該喀痰吸引等研修の一部を履修したものととして扱うことになります。

下記の事項について対象となる場合は、**該当欄**に○を記入し、必要書類を添付の上、提出してください。

該当欄	第二号研修の一部科目免除対象となる事項	履修免除の範囲
申込コース：(2) 特定行為の追加コース基本研修 (講義・筆記試験・演習)、実地研修 (修了行為) の免除 *未修了の実地研修を行います。		
	すでに認定特定行為業務従事者として業務に就いている者、または過去にたんの吸引等研修 (第二号研修) 修了している者で、修了していない特定行為について追加して修了するコースです。	基本研修 (講義・筆記試験・演習)、実地研修において既に修了した行為を免除。
申込コース：(4) 科目免除コース 基本研修 (講義の一部及び筆記試験)、実地研修 (修了行為) の免除 *10時間の補講と基本研修 (演習) を受講した後、未修了の実地研修を行います。		
	介護福祉士養成課程または介護福祉士実務者養成研修で「医療的ケア」の科目 (実地研修有り) を修了した者が、修了していない特定行為 (実地研修) を追加して修了するコースです。	基本研修 (講義の一部及び筆記試験) を免除、実地研修において既に修了した行為を免除。
	介護福祉士養成課程または介護福祉士実務者養成研修で「医療的ケア」の科目 (実地研修なし) を修了した者が、実地研修を修了するコースです。	
	第二号研修修了日から1カ年以上経過している者または1カ年を経過していないが認定特定行為従事者として業務についていない者が、修了していない特定行為 (実地研修) を追加して修了するコースです。	
	平成22年度に厚生労働省から委託を受けて実施された「介護職員によるたんの吸引等の試行事業 (不特定多数の者対象)」の研修 (平成22年度老人保健健康増進等事業「介護職員によるたんの吸引等の試行事業の研修のあり方に関する調査研究事業」) を修了した者が、修了していない特定行為 (実地研修) を追加して修了するコースです。	基本研修 (講義の一部及び筆記試験) を免除、左記研修において修了した実地研修行為を免除。
	「平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業の実施について」(平成23年10月6日老発第1006号第1号厚生労働省老健局長通知) に基づく研修を修了した者が、修了していない特定行為 (実地研修) を追加して修了するコースです。	

※一部履修免除を申請をする場合は、上記を証する修了証書等の写しの提出が必要です。

「喀痰吸引等研修修了証明書」の写し (様式 3-2) 「認定特定行為業務従事証明書」等

※「特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて」(平成22年4月1日医政発第0401第17号厚生労働省医政局長通知) に基づくたんの吸引等を適切に行うために必要な知識及び技術に関する研修 (14時間研修) を修了した者は、演習及び実地研修の内「口腔内の喀痰吸引」の履修免除とありますが、当研修機関においては基本研修 (講義・筆記試験・演習) 及び実地研修を受講いただきます。上記のとおり、一部履修免除を申請します。

令和 年 月 日

受講申込者名 _____ 印